

被扶養者認定に必要な書類一覧

○印：必ず提出 △印：該当する人のみ提出
※ 認定申請対象者自身やその他ご家族の状況に状況に応じて、下記以外の追加書類が必要となる場合がありますので、予めご了承ください。

2025 (R7) 年4月改訂 第三版

被扶養者申請をするかたの状況		必ず提出する書類	必ず提出する書類のほかに、①～⑪に該当する場合に追加で提出する書類										
			① 退職した人	② 雇用保険の受給が終了した人	③ 現在働いている人	④ 個人事業収入・不動産収入がある人	⑤ 個人事業を廃業した人	⑥ 公的年金受給者	⑦ 0歳-15歳のお子様	⑧ 16歳以上で在学中の方	⑨ 別居の人	⑩ 結婚	⑪ 出生
提出書類	続柄	1. 健康保険被扶養者(異動)届 2. 被扶養者認定に関する誓約書兼現況届(⑦⑧⑪は不要) 3. 所得証明書 又は 源泉徴収票の写し(①②⑦⑧⑪は不要) 4. 世帯全員の住民票	1. 離職票1・2の写し後日提出・可 2. 雇用保険資格喪失確認通知書の写し 3. 退職証明書(原本) 4. 社会保険資格喪失証明書(原本) ※1～4のいずれか ※失業給付受給予定者は[1]必須	雇用保険受給資格者証の写し 「終了」の印字があるもの ※注2	1. 直近3ヵ月分給与明細書の写し 2. 雇用契約書の写し ※1・2の両方	1. 確定申告書の写し 2. 収支内訳書の写し ※1・2の両方 ※注3	個人事業の廃業届の写し ※注4	年金振込通知書 年金改定通知書等の写し ※遺族年金、老齢年金、障害年金等	こども医療証の写し ※被扶養者認定決定後提出	有効な学生証・生徒証の写し (在学証明書 可) ※単身赴任または就学による別居の場合は不要 ※注5	振込元、振込先、金額が明示されている仕送りの証明 (銀行振込書/控え・通帳の写し等) ※注5	1. 婚姻受理証明書の写し 2. 戸籍謄本の写し ※1または2のいずれか	1. 出生届出済証明の写し 2. 配偶者の所得証明書又は直近の源泉徴収票の写し等 (注6に該当の場合のみ) 出生した子の親の収入確認書類 ※注6
同居でなくてもよい人	配偶者	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○	
	父 母	○	○	○	○	○	△	△			○		
	子	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○		○
	孫・兄弟姉妹	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○		○
	祖父母	○	○	○	○	○	△	△			○		
同居が条件の人	甥・姪	○	○	○	○	○	△	△	○	○			△
	義父母	○	○	○	○	○	△	△					
	伯父母 叔父母	○	○	○	○	○	△	△					

＜ 留 意 点 ＞		＜ 提出期限・認定日等 ＞	
注1	住民票は、世帯主(被保険者)との続柄、住所、個人番号が記載されているもの(確認必須項目が省略されている場合は再入手願います)	注1	原則として、扶養の事実が発生してから5日以内に申請を行ってください。必要書類の入手に時間がかかり、届け出までに日にちを要する場合は、先に被扶養者(異動)届を作成し、何がいっ頃入手できる予定かを明確にしたメモ等を添付のうえ、健康保険組合に提出してください。
注2	雇用保険受給資格者証の両面をコピーして提出、住民票提出の要否は健康保険組合に要確認	注2	扶養認定の日付けは原則として、「健康保険の保険者が認めた日」とされています。(保険者＝健康保険組合) 原則、「出生」による扶養申請については「出生日」付にて認定としますが、新生時を含め、認定申請対象者のおかれている状況や環境等を添付書類にて確認・審査したうえで、認定が適正と判断される場合に、健康保険組合が発行する「資格情報のお知らせ」等を以て認定日等を通知することとします。
注3	税務署の受付印または受付番号が記載された確定申告書のコピー及び収支内訳書のコピー	注3	原則、希望日に遡っての認定はできませんが、正当な理由を以て、過去に遡った日付けでの認定を希望する場合は、その日付けを裏付ける書類等を添付していただきます。(希望日認定を確約するものではありません。)
注4	税務署の受付印が押印された廃業届書のコピー		
注5	直近3ヵ月分銀行振込通知書、通帳の該当部分等送金事実の証拠となるもの ※現金を手渡しする方法では仕送りの事実を客観的に証明できないため、認められません。		
注6	夫婦共働きで、子の扶養を申請する場合、配偶者の所得証明書証明も提出してください。 共働き夫婦の子の扶養認定審査時には、夫婦双方の前年収入額の比較・今後の収入見込み額の比較・妻の復職予定等、様々な確認を行う必要があるため、場合により、健保から状況確認のご連絡をさせていただきます。 第2子の扶養申請の場合においても第1子と同様の審査を行います。 ※状況に応じて、上記以外の添付書類を追加でお願いすることがありますので、予めご了承ください。 健康保険の被扶養者……被保険者の収入により生計を維持されているか、保険者が提出書類をもとに審査し認定された者		